◆子ども部会イメージ図◆

目的

障がい児の一貫した支援を行うため、個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有する制度を構築する。

課題

①個別支援計画による支援の普及必要

②教育との連携、就学、卒業に際してのスムーズな移行

③地域の障がい児支援における児童相談所及び要保護児童対策地域協議会との連携について。

子ども部会（全体会）

〇部会長（障がい福祉課長が指名）
〇行政関係（県障がい福祉課、県児童家庭課、県子育て支援課、県教育庁特別支援教育課、児童相談所）
〇施設関係（指定障害者施設、指定知的障害児施設、指定相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所、その他施設等）

①個別支援計画による支援の普及、充実
　情報交換、圏域会議で検討された個別支援計画の在り方について、地域への普及方法の検討
②教育・福祉の連携
　個別教育支援計画と個別支援計画の連携検討
③児童相談所との連携
　地域の障がい児支援における児童相談所との連携、地域自立支援協議会と要保護児童対策地域協議会の連携についての検討

地域子ども支援研究会

〇４圏域（児童相談所の管轄圏域ごとで開催）で２回開催。
〇圏域の指定障害者支援施設、指定知的障害児施設、指定相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所、県教育事務所、特別支援学校、県保健福祉事務所、県児童相談所、市町村に、必要に応じて部会長が参加を求める。
〇全体会で得られた県全体の課題・情報についての周知と具体事例を通した各地域における課題の検討、学習。

３年後

県自立支援協議会
子ども部会

※県自立支援協議会の一部会として機能維持を図る。

地域自立支援協議会
子ども部会

※基金事業で３年間実施し、地域自立支援協議会（子ども部会等）に役割を引き継ぐ

効果

個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有する制度の構築

・地域の実情に応じた個別支援計画の在り方を検討し、市町村に普及させ、情報共有するシステムを構築する。

・相互の役割を明確にし、連携システムを構築する。
・障がい児の児童虐待事例等へ適切な対応を可能にする。

・教育と福祉の連携によりライフステージに応じた一貫した支援が可能になる。